

水道施設で用いる機材の安全性確認を行っていますか？

～浸出試験のご紹介～

◎ 水道施設でこんな機材を使用していませんか？

- ✓ 配水池などの清掃や点検に用いる機材
- ✓ 水道施設での使用想定がなかったが、水道水に直接接触れる用途の機材
- ✓ 水道水に直接接触れるが、分析した事が無い機材



水中用清掃ロボット



水中用点検ドローン



潜水機材(ドライスーツ等)

- 水道施設の配水池等、水道水が貯留・配水される場所の清掃、調査等を行う際には、水道水を汚染しない機材での作業が必要となります。
- 水道事業者によっては、用いる機材等に対する浸出試験実施の要求事項を設けるケースがあります。

○水道施設に用いられている水道用資機材においては、水道水と直接接触れる為、水道法で定める「浸出試験」が行なわれ、基準を満たしている事が必要です。

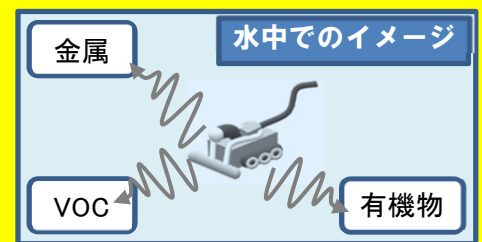
～浸出試験とは～

安全な水道水供給のために、水道用資機材（管・バルブ・表面塗料など）が水と接触する事により、水質に悪影響を及ぼす物質が溶け出さないかを確認する試験の事を言います。詳しくは、ザ・ナイツレポート No.09003 をご参照下さい。

【試験項目】・水道施設の技術的基準を定める省令 45項目
(平成12年厚生省令第15号)

・JWWA Z 108 水道用資機材 6項目

機材から有害物質が溶出していた場合、水道水に影響が出ます



あらかじめ浸出試験を行い、有害物質の溶出の有無を確認しませんか？

当社では、一般的な水道用資機材の他、清掃や調査に用いられる

水中ロボットや機材の浸出試験も行っています。

当社は、水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、ISO/IEC17025 認定試験所として、水道事業者や民間の水道施設から水質検査受託の実績が多くあります。

ご不明な点等ありましたら、当社 研究開発部 野村、竹下(フリーダイヤル0120-01-2590 内線:414、246)までお気軽にお問い合わせください。

